

JR連合 政策News

第291号

2017年12月15日

「2018 税制改正大綱」閣議決定!

JR連合の要望事項が反映!!

～JR連合および関係各単組、議員懇・フォーラム議員の連携強化が着実に成果へ結実～

12月14日、与党（自由民主党・公明党）が平成30年度税制改正大綱（2018税制改正大綱）を決定した。同大綱には、JR連合が強く要望し、その実現にむけて取り組んできていた『鉄軌道用車両等の動力源に供する軽油の免税措置』や、『JR貨物が取得した高性能機関車に対する固定資産税の特例措置』、『駅のバリアフリー化改良工事により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置』に対する継続適用が反映された。

JR連合は関係各単組や「JR連合国会議員懇談会（議員懇）」や「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム（議員フォーラム）」の所属議員等と密に連携を図りつつ、税制改正要望の実現に取り組んできた。4月に行った国土交通省鉄道局に対する政策・制度要求からはじまり、政治・行政の動きが本格化する9月以降、関係各単組および議員懇・議員フォーラム所属議員等とともに、関係省庁や政党、交運労協等に対して、あらゆる機会・手段を活用しながら理解を求め、働きかけを行ってきた。11月27日には牧野京夫国土交通副大臣へ、12月6日には奥野信亮総務副大臣への要請行動を行い、JRで働く者としての声を代表して政府へ直接訴えた。

とりわけ、10月には第48回衆議院総選挙が行われる中、例年と違った税制改正スケジュールとなったにも関わらず、関係各単組、議員懇・議員フォーラム所属議員との連携が着実に成果として実を結んだ。

引き続き、JR連合はJRの代表産別として、加盟単組や我々の政策活動への理解ある国会議員・地方議員とともに、様々な政策課題の解決に向けた取り組みを展開・強化をしていく。

～2018税制改正大綱（JR連合の要望事項を抜粋）～

〈固定資産税・都市計画税〉

(13) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。(61ページ)

(7) 日本貨物鉄道株式会社が取得した新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、コンテナ貨車を対象から除外した上、その適用期限を2年延長する。(65ページ) ※補足：コンテナ貨車については、今年度内に国鉄時に製造されたものの取替が完了するため、除外された。

〈軽油引取税〉

(7) 鉄道事業又は軌道事業を営む者等が鉄道用車両、軌道用車両等（日本貨物鉄道株式会社にあつては、駅の構内等において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフト等の機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。(104ページ)